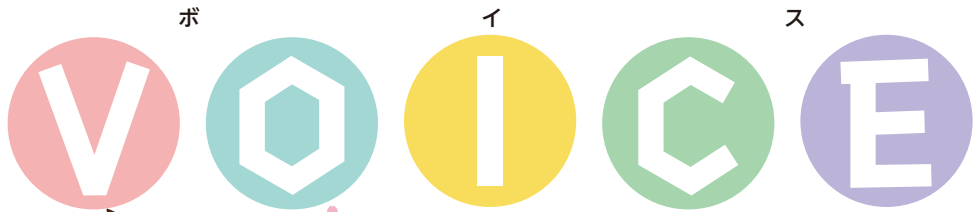


酪農中



平成26年度生乳計画生産対策の概要

本会議は2月13日開催の第332回理事会において、「平成26年度事業計画の基本的な考え方」、「平成26年度生乳計画生産・需給調整対策」等について審議し、原案通り承認されました。ここでは平成26年度生乳計画生産対策について紹介します。

平成26年度の生乳計画生産対策は3カ年の中期計画生産の最終年度に当たり、国内生乳生産基盤の維持・拡大を図る観点から、酪農家の生産意欲を喚起し得るよう25年度の基本的な枠組みを変えず、引き続き増産型で推進します。計画生産目標数量は、販売基準数量、特別調整乳数量、選択的拡大生産数量の3つの生産枠から構成されます。

販売基準数量は、(一社)Jミルクの生乳需給予測(チーズ向け除く)における脱脂粉乳とバターの中央値ベースの需要量にインサイダー率を乗じた数量から新規就農枠(2,500t)を差し引き、全国で674万4,404tを設定します。販売基準数量は、平成25年度計画生産実績を確定させた後、平成26年5月21日までに配分します。

特別調整乳数量は、生乳需給予測におけるバターベース需要量(チーズ向け除く)を基本に、中期的な観点から予測する数量にインサイダー率を乗じた数量を「供給目標数量」として設定し、「供給目標数量」か

ら販売基準数量及び新規就農枠数量を差し引いた数量を特別調整乳数量として全国で8万2,349tを設定します。特別調整乳数量の指定団体別配分は、平成26年4月末日までに各指定団体からの申請を受けた後、平成26年5月21日までにを行います。

選択的拡大生産数量は、チーズ・全乳哺育向けや置き換え等、通常の国内生乳市場と区分された新たな生乳需要を計画的に創出し実績の確認ができる数量を、選択的拡大生産数量として配分します。選択的拡大生産数量の配分を希望する指定団体は、平成26年5月末日までに申請することとします。

「供給目標数量」については、指定団体間調整を行なうことと減量希望の申請(平成26年12月22日までに申請)のあった数量の範囲内で、生乳需給の安定上必要だと思われる数量を増量希望のあった指定団体に追加配分します。なお、極力早期の生産枠の指定団体間調整を促す観点から、9月末日を増減量申請の一次締切日として設定し、一次締切日までに増減量申請があった場合は、減量申請のあった数量及び本会議での保留数量の範囲内であって、生乳需給の安定上必要だと思われる数量について、早期の「供給目標数量」の指定団体間調整を行います。この一次締切日までに申請のあった「供給目標数量」の減量数量については、平成27年度以降の生乳計画生産対策において一定の取扱いを行うこととし、その具体的な仕組み・方法等については別途協議のうえ決定することとします。

生乳計画生産対策における各生産枠の考え方

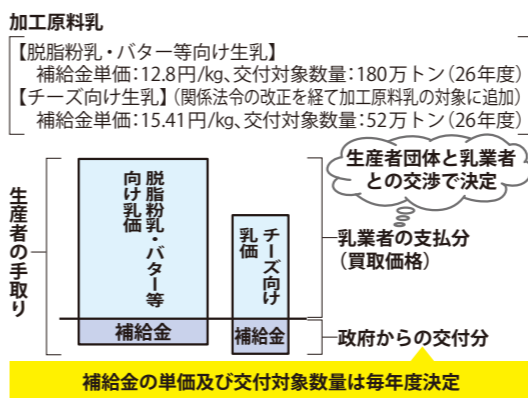
供給目標数量〔販売基準数量+特別調整乳数量〕 計画生産目標数量〔販売基準数量+特別調整乳数量+選択的拡大生産数量〕	販売基準数量 ○Jミルクの需要予測(中央値ベース)を基本に設定。 ○各指定団体の前年度供給目標数量実績を基本に、災害の影響等の数量を加算した合計数量の全国に占める構成比により按分。
	特別調整乳数量 ○Jミルクの需要予測(バターベース)を基本に、中期的な観点から予測する生乳需要を踏まえて供給目標数量を設定し、販売基準数量との差を特別調整乳数量として設定。 ○生乳需給緩和時に過剰回避対策を実施することを前提に、希望する指定団体に配分。
	選択的拡大生産数量 ○チーズ向けや輸出向け等、新規需要向けに販売する数量について設定。 ○新規需要向けに販売されたことを確認するとともに、指定団体から提出された計画に基づき配分。

平成26年度牛乳乳製品課関係 予算概算決定の概要

政府は12月24日の閣議において平成26年度一般予算概算を決定しました。牛乳乳製品課の関係では、酪農経営安定対策として、加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を行うこととしました。

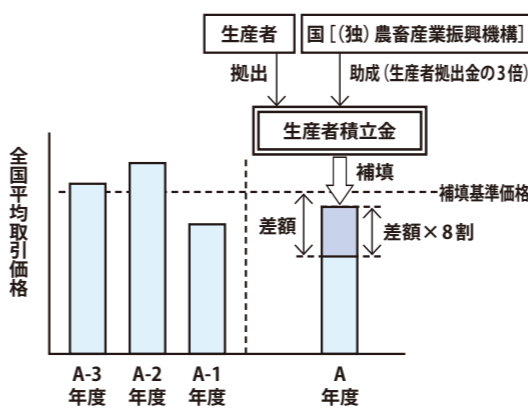
1 酪農経営安定対策

(1) 加工原料乳生産者補給金〔所要額・31,084百万円(前年度22,743百万円)〕
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金の対象とし補給金を交付することにより、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図ります。



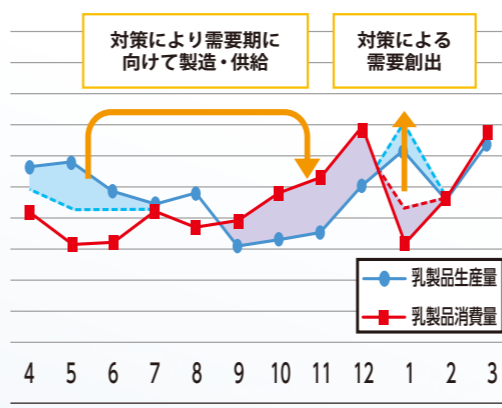
このため加工原料乳を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて指定生乳生産者団体に対し、補給金を交付するために必要な経費を交付します。

(2) 加工原料乳生産者経営安定対策事業【推進事務費・11百万円(前年度12百万円)】
加工原料乳の取引価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金による積立金によ



りその一定部分を補填し、加工原料乳生産者補給金制度と一体となって酪農経営の安定を図り、生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資することとします。

このため、加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳)の取引価格が各々の補填基準価格(全国の直近3年間の平均取引価格)を下回った場合に、生産者に補填金(差額の8割)を交付します。



生乳需給が短時間で変動する状況の中で、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望に応えるため、指定生乳生産者団体が乳製品を製造する取組を支援します。

このため、指定生乳生産者団体が

なる輸送上の課題等の調査、試験的輸出の実施等の試行的取組を支援します。

(5) 乳製品国際規格策定・品質確保活動のための支援(乳製品国際規格策定・品質確保支援事業)
生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動、乳製品の品質確保のための取組等を支援します。

3 乳業等の再編・合理化に向けた取組への支援〔26,267百万円(前年度26,693百万円)の内数〕
国産農畜産物の安定供給や畜産物の産地における収益力向上を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の流通の合理化・効率化と新技術の活用による新商品の開発等に向けた取組を支援します。このため、次の事業を実施します。

(1) 牛乳・乳製品の安定供給のための施設整備への支援
集送乳の指定団体への集約・一元化による生乳流通コストの削減を図るとともに、中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、クーラーステーション及び乳業工場の施設の新増設や廃棄、新増設を伴わない場合の乳業工場の廃棄等を支援します。

(2) 新技術等を活用した収益力向上のためのソフト面の取組への支援
集送乳の効率化または乳業の再編整備に向けた取組を着実に推進するため、地域における課題の把握・検討、具体的な計画の策定や従業員の合理化への取組等を支援します。加えて、新技術等を活用した新商品の開発等に向けたソフト面での取組を支援します。

4 酪農生産基盤維持緊急支援事業〔所要額・1,003百万円(新規)〕
都府県の酪農生産基盤が弱体化し、生乳生産への影響が懸念されるため、生産者集団等が行う生産基盤維持のための取組を支援することにより、各地域の飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めることと、経営の体質強化や多角化等に資することとします。

(1) 後継者確保対策
① 担い手経営向上支援
担い手となる後継者等に対して、経営研修、交流ネットワークの構築等の取組を行う場合に、費用の一部を助成します。
② 後継者の経営基盤の強化
担い手と位置付けられた後継者に対して、初妊牛の導入、畜舎の増改築等の経営基盤の強化の取組を支援する場合に、費用の一部を助成します。

(2) 初妊牛の導入(50,000円/頭)への補助
・性別別受精卵移植への補助(100,000円/頭上限・補助率1/2)等
(3) 増頭対策の推進
乳用牛の増頭を図るため畜舎改修資材(対象資材の拡大)の共同購入や簡易施設・装置の導入を行う場合に、費用の一部を助成します。
(4) 暑熱対策の推進
暑熱の低減を図るため技術指導や関連資材・機材(例・扇風機等)の共同購入等を行う場合に、費用の一部を助成します。
(5) 繁殖・飼養・衛生管理技術等の向上
① 乳用牛の繁殖性や生産性の向上を図るための乳用牛の健康診断、自給飼料を活用した飼養管理の向上を図るための飼料の分析・設計及びこれらに基づく技術指導を行う場合に、費用の一部を助成します。
② 乳用牛の衛生的で健康・快適な飼養環境の確保を図るための畜舎の環境改善を行う場合(牛床

乳製品を委託製造し、適時に放出する取組や、不要期の乳製品需要を創出する取組に対し、製造費の一部を補助します。

2 国産牛乳乳製品需要・消費拡大対策〔943百万円(前年度878百万円)〕
安全で品質の高い国産の牛乳・乳製品を学校給食用に安定的かつ効率的に供給すること等により、生乳需要の維持・拡大を図ります。このため次の事業を実施します。

(1) 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業
遠隔地、離島など供給条件が不利な地域への学校給食用牛乳の供給を支援します。
(2) 高付加価値牛乳地域利用推進事業
自県産生乳を用いた低温殺菌牛乳の学校給食牛乳での供給を支援します。

(3) 牛乳・乳製品利用拡大推進事業(学校給食用牛乳等供給推進事業)
学校給食における国産生乳を用いたヨーグルト等の提供、保育所等における牛乳飲用の拡大を支援します。
(4) 国産牛乳・乳製品の海外市場開拓のための支援(牛乳乳製品海外市場開拓支援事業)
国産牛乳・乳製品の新たな需要の創出を図るため、中小乳業者等が本格的な輸出に取り組む際に必要と

マット等のカウコンフォートに対応する資材)に、費用の一部を助成します。
(6) 高能力雌牛の整備
地域内の低能力雌牛に遺伝的能力の高い性別別受精卵を移植し、高能力な雌牛の整備を行う場合に、費用の一部を助成します(60,000円/頭上限・補助率1/2)。
(7) 高付加価値化・販路拡大の推進
生産物の高付加価値化に向けた製造・品質向上技術研修や販路拡大のためのPR活動を行う場合に、費用の一部を助成します。

5 加工原料乳供給安定緊急特別対策事業〔所要額360百万円(新規)〕
平成25年度においては、乳房炎の発生や牧草の質の低下等の複合的な要因により生乳生産が伸び悩んでおり、生乳の需給構造上、最後に仕向けられる脱脂粉乳やバター等向けの生乳供給が不安定になっています。
このため飼養管理改善のため、給餌方法、搾乳方法、衛生管理、牛舎環境、暑熱対策、繁殖管理等について経営体ごとに自己点検を実施し、改善指導等に取り組む指定生乳生産者団体に対し、脱脂粉乳・バター等向けの加工原料乳出荷数量(チーズ向け生乳は除く)に応じて交付金(0・20円/kg)を平成26年度に限り交付します。